

相続税の基礎控除引下げに反対する意見書

本年1月25日、国会に相続税法の改正が提案され、遺産に係る基礎控除の算定方法が変更となり、相続税の対象者が増える見込みとなっております。今回の改正では、基礎控除額のうち定額控除が5,000万円から3,000万円に、法定相続人比例控除が相続人一人当たり1,000万円から600万円に引き下げられることとなります。

改正理由は、昨年12月に発表された税制改正大綱によれば、地価は下落を続けているにもかかわらず、基礎控除の水準は据え置かれてきたので、地価動向等を踏まえた基礎控除の水準調整を図る必要があるとの説明がなされております。

平成22年度の相続税の路線価は、都心においても確かに下落しておりますが、千代田区においては、なお全国でも非常に高い路線価に基づいて相続税の土地の評価がなされており、基礎控除が引き下げられることにより、相続税が新たに課税されたり、あるいはより高額となる区民が増えることは確実であります。

このことは、特に昨今の景気悪化の状況下で、厳しい経営環境のなか、地域社会の一員として、事業を維持・継続するために努力している商店の経営者等にとって、担税能力を超えた大きな負担となります。また、本来の事業収益による資産ではない土地の評価によって相続税が課税されることは、次世代への事業継承を困難にする要因にもなりかねません。

都心千代田区において、相続人である区民が転出し、また、生活に密着した中小の商店が減り続けることは、地域社会の活力衰退につながることとなり、「このまちに住み働き続けたい」と願う生活者の切実な思いに反するものであります。

よって、千代田区議会は、都心における中小商店等の円滑な事業継承と区内の居住継続のために、相続税の基礎控除引き下げに強く反対します。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出します。

平成23年3月8日

千代田区議会議長 桜井 ただし

内閣総理大臣 菅 直人 様

相続税の基礎控除引下げに反対する意見書

本年1月25日、国会に相続税法の改正が提案され、遺産に係る基礎控除の算定方法が変更となり、相続税の対象が増える見込みとなっております。今回の改正では、基礎控除額のうち定額控除が5,000万円から3,000万円に、法定相続人比例控除が相続人一人当たり1,000万円から600万円に引き下げられることとなります。

改正理由は、昨年12月に発表された税制改正大綱によれば、地価は下落を続けているにもかかわらず、基礎控除の水準は据え置かれてきたので、地価動向等を踏まえた基礎控除の水準調整を図る必要があるとの説明がなされております。

平成22年度の相続税の路線価は、都心においても確かに下落しておりますが、千代田区においては、なお全国でも非常に高い路線価に基づいて相続税の土地の評価がなされており、基礎控除が引き下げられることにより、相続税が新たに課税されたり、あるいはより高額となる区民が増えることは確実であります。

このことは、特に昨今の景気悪化の状況下で、厳しい経営環境のなか、地域社会の一員として、事業を維持・継続するために努力している商店の経営者等にとって、担税能力を超えた大きな負担となります。また、本来の事業収益による資産ではない土地の評価によって相続税が課税されることは、次世代への事業継承を困難にする要因にもなりかねません。

都心千代田区において、相続人である区民が転出し、また、生活に密着した中小の商店が減り続けることは、地域社会の活力衰退につながることであり、「このまちに住み働き続けたい」と願う生活者の切実な思いに反するものであります。

よって、千代田区議会は、都心における中小商店等の円滑な事業継承と区内の居住継続のために、相続税の基礎控除引き下げに強く反対します。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出します。

平成23年3月8日

千代田区議会議長 桜井 ただし

財務大臣 野田 佳彦 様